

## 営業譲渡契約書

株式会社（以下甲という）と株式会社（以下乙という）は、甲の 部門の に属する事業（以下本件営業という）譲渡について、以下のとおり契約を締結する。

### 第1条（目的）

- ①甲は乙に対し、平成 年 月 日（以下譲渡日）をもって本件営業を有償で譲渡し、乙はこれを譲り受ける。
- ②前項により譲渡される甲の財産は、譲渡期日における甲の資産及び負債とし、その内訳は別紙の財産一覧表のとおりとする。

### 第2条（譲渡価格）

本件営業譲渡の対価、支払方法及び支払期日については甲乙別途協議の上決定する。ただし本件営業譲渡の対価については、譲渡期日の時価を基準に算定する。

### 第3条（引渡期日）

甲は乙に対し、譲渡期日に本件営業を引き渡す。

### 第4条（個別財産の移転）

- ①通知、登記手続等、本件営業に属する個別財産の移転に必要な手続については、甲乙協力して実行する。
- ②前項の手続きに関する費用は、全額乙の負担とする。

### 第5条（善管義務）

- ①甲は本契約締結後、譲渡期日までの間、善良なる管理者の注意をもって業務執行および財産の管理・運営にあたる。
- ②甲は、本契約締結後、譲渡期日までの間に、譲渡財産に重大な変更を生じる行為を行う場合は、乙に事前に連絡し、甲乙協議の上で決定、実行する。

### 第6条（事情変更・解除）

本契約締結後、譲渡期日までの間に譲渡財産に重大な変更が生じた場合には、甲乙協議の上譲渡条件を変更し、または本契約を解除することができる。

### 第7条（担保責任）

甲および甲の代表取締役〇〇〇〇は、乙に対し、譲渡財産に瑕疵のないこと、および引受債務が財産一覧表に記載された金額以上ないことを連帯して保証する。

### 第8条（従業員の承継）

本件営業に従事している甲の従業員は、原則として乙に承継されるものとし、詳細は甲乙別途協議の上決定する。

### 第9条

甲および乙は、それぞれ平成〇年〇月〇日までに株主総会を開催し、本契約承認の決議を求める。ただし、必要に応じて甲乙協議の上これを変更することができる。

### 第10条（別途協議事項）

本契約に規定のない事項または本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議の上これを決定する。

以上のとおりの契約が締結されたことを証するため本契約書2通を作成し甲乙それぞれ署名捺印のうえ各1通を保有する

甲

乙